

被疑者取調べに係る承認について

令和元年5月28日

刑総第1508号

警察本部長

被疑者取調べに係る承認について（通達）

被疑者の取調べに対する事前承認については、被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成20年国家公安委員会規則第4号。以下「取調べ適正化規則」という。）に基づき実施しているところであるが、今般、犯罪捜査規範及び通信傍受規則の一部を改正する規則（平成31年国家公安委員会規則第6号）が施行されることに伴い、被疑者取調べに係る承認については、令和元年6月1日から、次のとおり実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、被疑者の取調べに対する事前承認の実施について（平成21年刑総第455号）は、令和元年5月31日限り、廃止する。

記

1 趣旨

これまで、午後10時から翌日午前5時までの間に、又は1日につき8時間を超えて被疑者の取調べを行うときは、取調べ適正化規則に基づき、警察本部長又は警察署長の承認を要することとされていたが、個別事件の捜査の過程でどのような取調べを行うかは捜査指揮の一態様であることを踏まえ、被疑者の取調べに係る承認については、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）上の制度として位置付けられることとなった。

2 事前承認を要する場合

被疑者の取調べを行う警察官（補助者を含む。以下「取調官」という。）は、次に掲げる場合は、被疑者取調べ承認申請書（別記様式）により、警察本部長又は警察署長（地域部鉄道警察隊長、交通部交通機動隊長及び同部高速道路交通警察隊長を含む。以下同じ。）（以下「警察本部長等」という。）の事前承認を受けること。

- (1) 午後10時から翌日午前5時までの間に被疑者の取調べを行う場合
- (2) 休憩時間等を除き、1日につき8時間を超えて被疑者の取調べを行うとき。

3 事前の承認を要しない場合

次に掲げるとおり、被疑者取調べにおいて事前承認を受けることが困難な場合は、事後に

承認を受けることとして差し支えないが、これに際しては、個別具体的な状況に照らし、適切に判断すること。

なお、事後の承認については、被疑者取調べ承認申請書又は警察本部長事件指揮簿（埼玉県犯罪捜査規程（平成3年埼玉県警察本部訓令第1号。以下「規程」という。）様式第1号、様式第2号又は様式第2号の2）若しくは警察署長事件指揮簿（規程様式第3号又は様式第4号）により速やかにこれを受けること。

- (1) 誘拐事件、逮捕監禁事件等個人の生命及び身体に対する急迫不正の侵害の存在が合理的に推認される場合において、午後10時から翌日午前5時までの間に被疑者取調べを行うとき、又は1日につき8時間を超えて被疑者の取調べを行うとき。
- (2) 午後10時（近接する直前の時間を含む。）から翌日午前5時までの間に被疑者が判明した事件（事件の発生自体は当該時間帯以前に認知していたときを含み、また、職務質問が先行して行われるときは当該職務質問の開始時刻を問わない。）について被疑者を任意同行し、現行犯逮捕し、若しくは緊急逮捕し、又は逮捕状を緊急執行して被疑者取調べを行うとき。
- (3) 午後10時（近接する直前の時間を含む。）から翌日午前5時までの間に、追跡中（逮捕状発付の有無を問わない。）の被疑者（当該被疑者の人定事項が判明しているときに限る。）の身柄を確保して（職務質問が先行して行われるときは、当該職務質問の開始時刻を問わない。）被疑者取調べを行うとき。

4 承認の方法

(1) 警察本部長指揮事件

警察本部長指揮事件（規程第11条に規定する警察本部長が直接指揮する事件をいう。以下同じ。）については、当該事件を担当する警察本部の事件主管課の課長補佐以上の者又は当該事件を担当する警察署の事件主管課長（課長代理が置かれている課については課長代理。以下同じ。）（地域部鉄道警察隊、交通部交通機動隊及び交通部高速道路交通警察隊の隊長補佐を含む。以下同じ。）が、当該事件を担当する警察署長に報告した上で、被疑者取調べ承認申請書により警察本部の事件主管課長を経て警察本部長の承認を受けること。

(2) 警察署長指揮事件

前記(1)以外の事件については、当該事件を担当する警察署の事件主管課長が、被疑者

取調べ承認申請書により警察署長の承認を受けること。

5 承認に際して考慮すべき事項

前記 1 に示す取調べの承認を行うに当たっては、個別の事案ごとに、事案の概要、取調べ状況、供述状況、捜査の見通し、被疑者の事情等を総合的に勘案して判断するものとする。

なお、被疑者取調べについては、やむを得ない場合を除き、深夜又は長時間にわたり行うことを避けなければならないことに一層留意するものとする。

6 承認の専決等

被疑者取調べに係る承認を受けるときは、捜査指揮の一態様であることから埼玉県警察事務決裁規程（平成 9 年埼玉県警察本部訓令第 33 号）に基づき、専決及び代決を行うことができる。ただし、事案の内容、社会的反響、捜査の進捗状況等を勘案し、警察本部長等による承認が真に必要と認められた場合は、この限りでない。

7 捜査主任官等の任務

(1) 取調べ状況の把握と適正な捜査指揮

捜査主任官並びに当該犯罪捜査を担当する警察本部所属の課長補佐又は隊長補佐以上の者及び警察署の課長（課長代理が置かれている課の課長代理を含む。以下同じ。）（以下これらを「捜査主任官等」という。）は、個別事件の捜査内容を熟知し、捜査全体を統括する立場にあることから、被疑者の取調べ状況について、捜査員等からの報告、録音・録画記録の視聴、透視鏡を通じた外部からの視認等により把握した上で、その供述の任意性及び信用性に配慮した適正な捜査指揮を行うこと。

(2) 取調べ時間等の確認

捜査主任官等は、取調官が実施した取調べ状況について、取調べ状況報告書（犯罪捜査規範別記様式第 16 号）等を確認するなどし、前記 2 に規定する取調べが事前承認を受けた上で適正に行われているかを確認するとともに、前記 3 に規定する取調べにおいて、速やかに事後の承認を受けているかを確認すること。

(3) 取調べ監督官との連携

捜査主任官等は、取調べ監督官と連携を図り、前記 2 の規定に該当する取調べのうち、事前承認を受けていないもの又はその疑いがあるものについての情報の把握に努めること。

8 未承認の取調べに係る報告

前記 3 に該当する場合を除き、事前承認を受けることなく被疑者取調べが行われた事案が

発生したときは、当該事件を担当する部の指導担当課が、刑事部刑事総務課長を経て報告すること。

実施日

この通達は、令和元年6月1日から実施する。

【様式別表省略】